

## Ⅱ 活動強化方策取り組みマニュアル

### 1. 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、見守るなど継続して支援します。

#### 発見・声かけ・家庭訪問

(1) 気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、家庭を訪問して本人や家族の相談にのり、必要に応じて福祉サービスにつなぎ、継続して支援します。

①気がかりな人や身近に頼る人がいないなど、孤立や孤独に陥りやすい地域住民を発見し、日常的に声をかけ、家庭を訪問します。(発見・声かけ・家庭訪問)

地域で気がかりな人を見つけたと同時に、声をかけ、必要に応じて家庭訪問するなど問題の早期発見や安心した生活をおくるための支援を行ないます。福祉サービスを利用している家庭を訪問し、様子を見るなど変化を素早くキャッチします。

②多くの福祉課題を抱える生活困難家庭を、訪問方法を工夫しながら、粘り強く接します。(リスク軽減)

女性単身者や暴力的な態度や言動のある家庭、複数の課題を抱えた家庭などを一人で訪問するときには生じる不安や戸惑い、身の危険などのリスクを家庭訪問の方法を工夫することにより軽減します。複数の委員により担当する方法や専門職の同行なども検討します。

③親身に相手の気持ちに寄り添って相談にのります。(尊厳保持)

個人の尊厳を保ちながら、親身に、相手の気持ちを第一に考え、良き理解者として寄り添い、相談にのります。相手の態度や言葉を批判することなく、分け隔てなく、うわさに惑わされず、ありのままを受け止めます。

## 住民同士をつなぐ

(2) 地域社会とのつながりが切れている人や、福祉サービス利用者が、平常時はもちろん災害発生時でも安全で安心して住み続けられるよう、住民同士がつながり協力し合えるように見守り励まして支えます。

- ①地域住民がつながる活動に協力し、気がかりな人や身近に頼る人がいないなど、孤立や孤独に陥りやすい人を支えます。(孤立・孤独の防止)

地域住民がお互いにつながる活動として取り組まれている見守りやふれあい・いきいきサロン、地域安全ネットワークなどに協力し、誰の支えもなく孤立し孤独になっている人が、生活に不安を感じたり、事故や悪質商法被害などに巻き込まれることを防ぎます。

- ②要援護者(一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯、障害者がいる世帯など)支援のため、災害時一人も見逃さない運動に取り組みます。(災害時支援)

地震や風水害、雪害などの自然災害が発生したときに、自力で避難や移動が困難な人や障害者、日常会話が十分にできない外国人など災害時要援護者を支援します。委員自身の災害時の備えを整えるとともに、民児協としての点検活動や緊急時の連絡網の整備に取り組みます。

- ③地区社協や自治会などが取り組んでいる地域住民同士がお互い支えあう活動としての福祉委員や協力員などと協力して、地域住民の見守りやつながりを支援します。(ボランティアとの協働)

きめ細かな地域住民同士のつながりを実現するために、福祉協力員や福祉委員など民生委員・児童委員活動とともに小地域福祉活動に協力する福祉組織の設置を検討します。

## 子育て家庭を支える

(3) 児童委員と主任児童委員の連携により、子育てや家族関係を支えるとともに、児童虐待や家庭内暴力の発生予防と早期発見に取り組みます。また、安全見守りパトロールなどを通じて、児童を犯罪の被害から守ります。

①子育て家庭を理解し、一人親家庭や妊産婦などを含めた子育て家庭を支援し、児童の心身の健康を増進し、社会的適応能力を高め、情操を豊かにします。(子育て支援活動)

子育てのしにくさなどや孤立など地域での子育て環境の問題を理解し、児童委員と主任児童委員が連携して、子育てサロンの立ち上げや運営、学童保育や図書館活動など直接親子を支援する活動に協力することにより、昔ながらの遊びの紹介や親・児童の交流の促進、乳幼児の親の相談、防犯など子どもたちの健やかな育ちの環境をつくります。

②子育て支援や児童健全育成、虐待防止を進めるため、また、児童を犯罪被害から守るため、主任児童委員を中心にして学校やPTA、児童相談所など関係機関・団体と連携します。(児童の安全見守り)

子育て支援や児童健全育成の推進、虐待防止への協力、児童を犯罪被害から守る等のため、主任児童委員は単位民児協の地域および周辺地域における学校やPTA、保育所、幼稚園、児童相談所、児童家庭支援センター、保健センター、市町村行政、病院・診療所などと連携します。また、関係機関・団体への訪問や会議への出席を通じて、その構成員と親交を深め、連携しあえる関係をつくります。

③児童虐待の発生予防や、虐待家庭の早期発見や早期対応、見守りなどに協力します。(児童虐待の防止)

住民による児童虐待通告の仲介や専門職に同行しての立ち入り調査や情報提供、見守りなどに協力するとともに、市町村が行なう乳幼児健診の未受診家庭を訪問するなど児童虐待の早期発見や予防などの取り組みに協力します。また、民児協として要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)に積極的に参加します。

## 2. 地域住民の立場に立って、個人の秘密を守り、誠意をもって活動します。

### 住民の立場に立つ活動

(1) 同じ地域住民の立場に立って、支援を必要とする人々を理解し人権を尊重して、誠意をもって支援します。

#### ①個人の尊厳を重視し、利用者保護など人権擁護に努めます。(人権尊重)

ノーマライゼーションの理念を理解し、自分と異なった生活スタイルや障害のある人々等に対して、人権に配慮し、同じ地域に暮らす住民として支え合う関係を築きます。

#### ②社会福祉を増進するために、地域住民とともに活動します。(住民連帯)

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱を受けた存在で、地域住民の立場から、社会連帯の考え方を基本に、住民とともに地域福祉の推進に取り組む者です。地域に根ざしたまちづくりに地域全体で取り組むよう促します。

#### ③支援を必要とする人々の立場を尊重し、住民の理解を進めます。(福祉に対する住民理解の促進)

支援する者とされる者という関係ではなく、対等な立場で相手を尊重します。福祉に関する支援を必要とする人々の立場を代弁し、地域住民に理解してもらうよう働きかけます。高齢者や障害者、子ども、外国人等が、地域で暮らしていくことに対して、地域住民の理解を促します。

## 生活状況把握と守秘義務

(2) 日常的な活動で把握した地域住民の個人の秘密やプライバシーを守るとともに、地域住民の利益を守るため、個人情報を適切に取り扱います。

### ①必要に応じて生活状況を適切に把握します。(ニーズ把握)

民生委員・児童委員の判断や福祉専門職からの調査依頼など必要に応じて、支援を必要とする人々の生活状況(ニーズ)を把握します。把握した内容を個別に記録するカードとして福祉票を作成し、支援に役立てます。

### ②個人情報の保護とプライバシーに配慮します。(個人情報保護)

支援を必要とする人々の個人情報は適切な方法により把握、管理するなど保護します。また、プライバシーに十分に配慮し、興味本位や必要以上に個人から情報を求めることはしません。

### ③知り得た秘密は他に漏らさないことを誓います。(守秘義務)

家庭訪問での生活状況の把握をはじめ委員同士の情報交換、専門機関からの情報提供などにより知り得た個人の秘密は絶対に他に漏らしません。本人の支援に役立つ場合のみ、本人の同意を得たうえで、他の民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会、専門機関と情報を共有します。

### 3. 地域福祉の担い手として、地域を耕し、専門職や福祉の実践者などとともに協働します。

#### 専門職・実践者をつながる

- (1) 行政や社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体など関係機関・団体と密接につながり、専門職や福祉の実践者と連携・協働し、地域住民を支えます。

- ①身近な社会資源を調べ、専門機関・団体の活用や連携に努めます。(社会資源の把握)

支援の必要な個人や家族が活用できる身近な社会資源を調べます。市町村行政や社協、保健センター、障害者生活支援センター、児童相談所や福祉事務所、児童家庭支援センター、地域包括支援センターや福祉施設、サービス事業者、医院・診療所、保育所、幼稚園、学校、児童青少年育成団体、ボランティア・NPO団体、などを把握し、活用や連携に努めます。

- ②関係機関・団体と支援目標を共有し、連絡を取り合いながら協働します。(関係者との連携・協働)

支援が困難な地域住民に関わる場合は、関係している専門機関や団体と連携・協働します。専門職との話し合いや情報提供を通じて、支援方法や目標を理解し、共有します。また、定期的に連絡を取り合い、本人や家族の状況を確認するとともに、よりよい支援方法を検討します。

- ③必要に応じて、専門職がいる関係機関・団体と連携し、専門的助言を得ながら地域住民の支援に取り組みます。(専門職との連携)

児童虐待や高齢者虐待、精神障害、複数の課題を抱えた人々や家族を支援するためには、より専門的な視点や指導が必要です。関係機関・団体の専門職と連携し、適切な指導・助言を受けながら、地域住民の支援に取り組みます。

## 地域を耕す

(2) 地域福祉の担い手として、地域住民の生活課題を代弁し意見を提案するとともに、住民や関係者の民生委員・児童委員への理解促進に努めます。

①行政とのパートナーシップを確立し、住民の立場で新しい地域福祉を実践します。(地域福祉実践)

行政と対等平等のパートナーシップを築き、行政協力活動と自主活動とを切れ目なく展開する多面的な地域住民支援活動を、住民の立場で行政やサービス事業者、ボランティアなどの実践者とともに創りあげ、実践します。

②住民の抱える課題を関係機関・団体などに伝え、適切な対応を促します。(代弁・意見具申)

住民の立場で把握した個別ニーズおよび地域ニーズを、必要に応じて行政や専門機関に伝え(当事者の代弁)、民児協として適切な対応を促すとともに具体的な解決方策を提案します(意見具申)

また、地域福祉計画や地域福祉活動計画など福祉計画の策定に積極的に参画し、意見を述べるとともに、合意形成や計画実施に協力します。

③住民の理解を促進するため、積極的なPR活動を展開します。(住民理解促進)

民生委員・児童委員が地域住民の理解を得ながら活動できるように、民生委員・児童委員制度や実際の活動内容などを地域住民に周知します。自治会・町内会の会議や回覧板、インターネットなどによりPR活動を展開します。その際、住民のプライバシーには十分に配慮します。

④民生委員・児童委員の適任者を推薦できるシステムを検討します。(適切な推薦方法)

改選期や任期途中の補充において新任委員を推薦する際には、地域福祉実践に積極的に貢献できる適任者を推薦できるよう推薦会を充実するとともに、推薦システムを検討します。また、民生委員・児童委員の候補者には、推薦会に携わる人から民生委員・児童委員の活動内容や職務をきちんと説明します。

## 仲間で活動する

(3) 民生委員児童委員協議会に集い、民生委員・児童委員同士が協力しながら活動を進めます。

- ① 民生委員・児童委員同士が民生委員児童委員協議会をチームとして相互に高め合いながら活動します。(民児協内の連帯)

仲間として民生委員・児童委員それぞれの社会経験を相互に理解、尊重し、支え合い、励まし合う関係をつくり、一人ひとりの意見を大切にします。活動面では、民生委員・児童委員がお互いにもっている情報と経験と考えを出し合い、共有し、引き継ぎ、意思統一し、民生委員児童委員協議会が一丸となって活動します。また、特定の民生委員・児童委員に負担が偏らないようにします。

- ② 民生委員児童委員協議会では「自ら学ぶ」「仲間と学ぶ」「参加して学ぶ」という視点を踏まえつつ経験段階に応じた体系的な研修を行ないます。また、困難ケースは事例検討会を開くなど組織として対応します。(学習による委員支援)

住民の立場で支援するために自己を高め、日々の活動を効果的に進めるために学習は欠かせません。全民児連で提唱する「自ら学ぶ」「仲間と学ぶ」「参加して学ぶ」という視点を踏まえ、新任、中堅、会長、主任児童委員など時期や役割に応じた組織的体系的な研修を行ないます。また、特に問題が重く一人で判断できない事案は、仲間の意見や先輩の経験、専門職のアドバイスを聞く場として事例検討会を開催し、解決策を検討します。

- ③ 全国の民児協、民生委員・児童委員とつながり、支え合います。(全国ネットワーク)

全国ネットワークの民児協組織(単位一市町村一都道府県一全国)としてのスケールメリットを活かして、委員活動の成果や課題を共有し、民児協同士、民生委員・児童委員同士の切磋琢磨や支え合いを進めます。また、インターネットによる情報収集や提供、相互交流のシステムとしてエムジェイアシストを活用します。



### Ⅲ 資料編

- (1) 活動記録統計データ
- (2) 過去の周年活動強化方策
- (3) 民生委員法
- (4) 児童福祉法

# (1) 活動記録統計データ

## 【注】

①本資料の出典について

本資料の出典については、平成12年までは「社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)」、平成13年以降は「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」である。

②集計項目について

平成14年度に活動件数の集計項目が変更されている。このため、一部図表は、平成13年以前のものと平成14年以降のものを分けて表示している。

## 民生委員・児童委員の活動件数の推移(各年度末)

表1 一人当たりの活動件数の推移

上段: 件数  
下段: 指数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
民生委員 総数		209,300 100.0	210,271 100.5	214,926 102.7	215,269 102.9	215,444 102.9	224,032 107.0	224,402 107.2	224,582 107.3	226,914 108.4	226,613 108.3
相談・ 支援 件数	1人 当 た り 件 数	68.1 100.0	66.9 98.2	64.9 95.3	60.2 88.4	61.1 89.7	56.2 82.5	39.8 58.4	38.6 56.7	36.2 53.2	35.0 51.4
	全 体 件 数	14,248,693 100.0	14,058,182 98.7	13,938,264 97.8	12,964,820 91.0	13,171,242 92.4	12,581,560 88.3	8,933,604 62.7	8,671,567 60.9	8,114,062 56.9	7,848,556 55.1
活動 件 数 等 の 他 の	1人 当 た り 件 数	160.8 100.0	161.1 100.2	174.3 108.4	167.3 104.0	168.1 104.5	169.4 105.3	93.5 58.1	95.8 59.6	95.5 59.4	101.5 63.1
	全 体 件 数	33,664,168 100.0	33,873,284 100.6	37,464,894 111.3	36,014,914 107.0	36,219,518 107.6	37,957,373 112.8	20,973,245 62.3	21,505,772 63.9	21,420,780 63.6	22,785,853 67.7
合 計 活 動 件 数	1人 当 た り 件 数	228.9 100.0	228.0 99.6	239.2 104.5	227.5 99.4	229.3 100.2	225.6 98.6	133.3 58.2	134.5 58.8	131.6 57.5	136.5 59.6
	全 体 件 数	47,912,861 100.0	47,931,446 100.0	51,403,158 107.3	48,979,734 102.2	49,390,760 103.1	50,538,933 105.5	29,906,849 62.4	30,177,339 63.0	29,534,842 61.6	30,634,409 63.9

図1 一人当たりの件数の推移

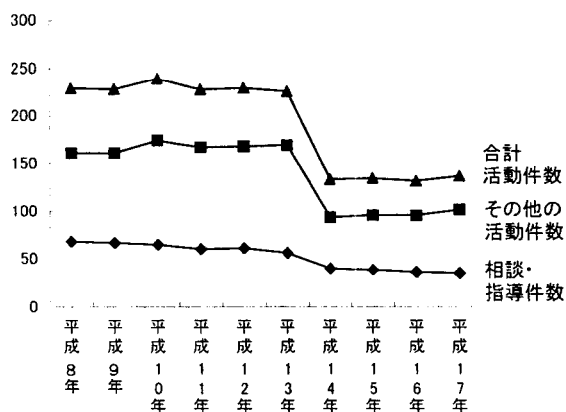


図2 合計活動件数の推移

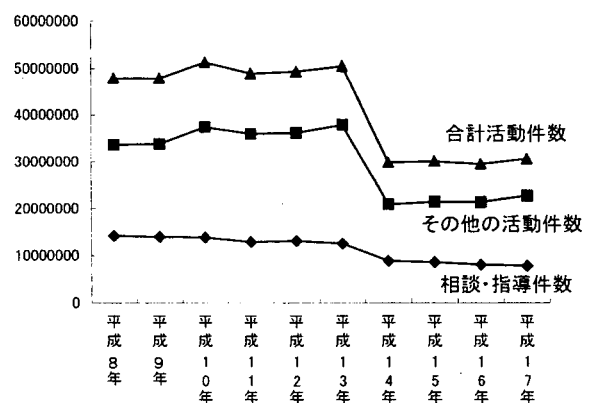


表2 問題別相談指導件数の推移

上段: 件数  
下段: %

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
地域福祉・在宅福祉	3,755,836 26.4	4,034,638 28.7	4,292,500 30.8	4,416,995 34.1	4,706,880 35.7	4,550,928 36.1
家族関係	796,769 5.6	776,661 5.5	721,668 5.2	688,198 5.3	702,282 5.3	677,722 5.4
住居	414,622 2.9	395,268 2.8	371,773 2.7	352,445 2.7	352,925 2.7	333,753 2.7
健康・保健医療	2,768,063 19.4	2,613,439 18.6	2,419,350 17.4	2,145,680 16.6	2,061,699 15.7	1,864,058 14.8
仕事	387,301 2.7	358,907 2.6	353,441 2.5	312,453 2.4	302,389 2.3	286,085 2.3
生活費	959,293 6.7	934,502 6.6	939,563 6.7	894,799 6.9	885,325 6.7	829,793 6.6
年金・保険	388,302 2.7	371,181 2.6	375,058 2.7	322,968 2.5	313,202 2.4	252,655 2.0
非行・養護・健全育成	663,289 4.7	704,866 5.0	658,892 4.7	682,876 5.3	727,092 5.5	752,367 6.0
生活環境	815,585 5.7	800,466 5.7	749,932 5.4	694,650 5.4	694,920 5.3	669,244 5.3
その他	3,299,633 23.2	3,068,254 21.8	3,056,087 21.9	2,453,756 18.9	2,424,528 18.4	2,364,955 18.8
合計	14,248,693 100.0	14,058,182 100.0	13,938,264 100.0	12,964,820 100.0	13,171,242 100.0	12,581,560 100.0

			平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
相談・支援件数	内容別相談支援件数	在宅福祉	件数	1,820,607	1,638,199	1,413,592	1,172,488
		内訳%	20.4%	18.9%	17.4%	14.9%	
		介護保険	件数	586,553	492,523	407,566	360,352
		内訳%	6.6%	5.7%	5.0%	4.6%	
		健康・保健・医療	件数	908,423	853,433	756,201	687,836
		内訳%	10.2%	9.8%	9.3%	8.8%	
		子育て・母子保健	件数	314,327	285,111	276,088	271,444
		内訳%	3.5%	3.3%	3.4%	3.5%	
		子どもの地域生活	件数	415,403	448,131	453,474	544,503
		内訳%	4.6%	5.2%	5.6%	6.9%	
		子どもの教育・学校生活	件数	455,780	462,524	439,576	449,377
		内訳%	5.1%	5.3%	5.4%	5.7%	
		生活費	件数	638,008	569,193	487,546	429,400
		内訳%	7.1%	6.6%	6.0%	5.5%	
		年金・保健	件数	140,801	125,205	107,663	92,510
		内訳%	1.6%	1.4%	1.3%	1.2%	
		仕事	件数	155,225	141,100	124,895	105,041
		内訳%	1.7%	1.6%	1.5%	1.3%	
		家族関係	件数	391,715	365,073	330,492	311,503
		内訳%	4.4%	4.2%	4.1%	4.0%	
住居	件数	203,523	195,389	184,023	168,428		
内訳%	2.3%	2.3%	2.3%	2.1%			
生活環境	件数	346,054	342,178	323,890	323,152		
内訳%	3.9%	3.9%	4.0%	4.1%			
日常的な支援	件数	995,913	1,180,624	1,230,474	1,347,853		
内訳%	11.1%	13.6%	15.2%	17.2%			
その他	件数	1,561,272	1,572,884	1,578,582	1,584,669		
内訳%	17.5%	18.1%	19.5%	20.2%			
合計	件数	8,933,604	8,671,567	8,114,062	7,848,556		
内訳%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
指数	100.0	97.1	90.8	90.5			
一人当たりの相談支援件数	件数	39.8	38.6	35.8	34.6		
委員数	224,402	224,582	226,914	226,613			
指数	100.0	97.0	89.8	89.7			

表3 関係制度別相談指導件数の推移

上段:件数  
下段: %

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
生活保護	1,130,133 7.9	1,116,657 7.9	1,093,227 7.8	1,079,456 8.3	1,062,291 8.0	1,014,668 8.1
老人福祉	6,920,442 48.6	6,807,854 48.4	6,830,938 49.0	6,241,831 48.1	5,891,094 44.7	5,543,280 44.1
身体障害者福祉	841,836 5.9	802,381 5.7	729,965 5.2	666,246 5.1	600,872 4.6	531,337 4.2
知的障害者福祉	222,592 1.6	215,748 1.5	197,578 1.4	183,588 1.4	196,179 1.5	183,737 1.5
児童福祉	840,887 5.9	865,717 6.2	803,765 5.8	821,987 6.3	866,281 6.6	904,066 7.2
母子・父子福祉	422,576 3.0	414,706 2.9	386,822 2.8	363,613 2.8	365,520 2.8	351,416 2.8
老人保健	658,641 4.6	706,340 5.0	719,251 5.2	768,382 5.9	686,106 5.2	625,091 5.0
母子保健	135,728 0.9	135,736 1.0	126,899 0.9	116,847 0.9	113,776 0.9	105,561 0.8
精神保健	142,666 1.0	148,478 1.1	143,549 1.0	162,779 1.3	159,329 1.2	154,162 1.2
介護保険	—	—	—	—	747,018 5.7	659,883 5.2
生活福祉資金・その他の援護資金	625,481 4.4	600,113 4.3	593,694 4.3	517,388 4.0	492,656 3.7	453,625 3.6
その他	2,307,711 16.2	2,244,452 16.0	2,312,576 16.6	2,042,703 15.8	1,990,120 15.1	2,054,734 16.3
合計	14,248,693 100.0	14,058,182 100.0	13,938,264 100.0	12,964,820 100.0	13,171,242 100.0	12,581,560 100.0

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
分野別 相談 支援 件数	高齢者に関すること	件数	4,906,776	4,798,344	4,492,572	4,283,072
		内訳%	54.9%	55.3%	55.4%	54.6%
	障害者に関すること	件数	764,132	709,669	615,248	567,396
		内訳%	8.6%	8.2%	7.6%	7.2%
	子どもに関すること	件数	1,304,314	1,334,057	1,299,033	1,397,340
		内訳%	14.6%	15.4%	16.0%	17.8%
	その他	件数	1,958,382	1,829,497	1,707,209	1,600,748
		内訳%	21.9%	21.1%	21.0%	20.4%